（資料３）

業務委託単価契約書（案）

１委託業務の名称		箕面市ふるさと寄附金業務委託
２ 納 入 場 所		箕面市地内及び受託者社屋内
３ 契 約 期 間		令和７年４月１日（2025年）から 令和１２年（2030年）３月３１日まで
４	契 約 単 価 （〇〇当たり）	千　円　銭 別紙　箕面市ふるさと寄附金業務委託単価内訳書のとおり
		（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含まない）
５ 契 約 保 証 金		
６ 適用除外条項		

上記の委託業務について 、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項（適用除外条項は、上記６のとおり）によって 公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各１通を保有する。ただし、これに代えて本書の内容を記録した電磁的記録を作成する場合は、当事者電子署名の上、各自が当該電磁的記録を保有する。

令和　　年　　月　　日

発　注　者　　大阪府箕面市西小路四丁目６番１号

箕 面 市 長　原　田　亮　印

受　注　者　　所　在　地

商号又は名称

代　表　者　　印

（総則）
第１条　発注者及び受注者は、この契約書（仕様書及び質問回答書を含む。）に基づき日本国の法令を遵守し、かつ総務省が定めるふるさと納税制度の趣旨に則りこの単価契約を誠実に履行しなければならない。
２　受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、発注者は、その業務にかかる委託料を支払うものとする。
３　受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、発注者は、その業務にかかる委託料を支払うものとする。
４　発注者は、業務に関する指示を受注者に対して行うことができる。この場合において、受注者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
５　受注者は、この契約書若しくは仕様書等に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
６　受注者は、この契約の履行に当たっては、常に善良なる管理者の注意をもって履行しなければならない。
７　この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承認及び解除は、原則として、書面により行わなければならない。
８　この契約の履行に関して発注者と受注者の間で用いる言語は、日本語とする。
９　この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は日本円とし、支払額は消費税及び地方消費税を加えた額とする。
10　この契約書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
11　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
12　この契約に係る一切の訴訟の提起又は調停の申立てについては、大阪簡易裁判所又は大阪地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
（契約の保証）
第２条　受注者は、この契約の締結と同時に、委託料の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。
(1) 国債又は地方債。この場合において提供される担保の価値は、額面金額の８割に相当する金額による。
(2) 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫の発行する債券。この場合において提供される担保の価値は、額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の８割に相当する金額による。
(3) 銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において提供される担保の価値は、小切手金額による。
(4) 銀行に対する定期預金債権。この場合において提供される担保の価値は、当該債権の証書に記載された債権金額による。
２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
(1) この契約による債務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
(2) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証契約の締結
(3) 受注者が過去２年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
３　前項第１号の場合においては、受注者は、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

４　受注者が第２項各号のいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第21条第３項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
５　委託料の変更があった場合においては、契約保証金の額が変更後の委託料の100分の10に相当する額に達するまで、発注者は、契約保証金の増額を請求することができ、受注者は、契約保証金の減額を請求することができる。

（業務工程表の提出）

第３条　受注者は、必要に応じて、本契約締結後14日以内にこの契約書に基づいて、業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
２　発注者は、前項の業務工程表の提出を受けたときは、遅滞なくこれを審査し、不適当と認めたときは、受注者と協議するものとする。
３　この契約書の他の条項の規定により履行期間または仕様書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第１項中「本契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前２項の規定を準用する。
４　業務工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第４条　受注者は、この契約により生じる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合にあっては、この限りでない。
２　受注者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。以下「成果物等」という。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（検査）

第５条　受注者は、必要に応じて、実施した作業内容、従事した受注者の使用人等の従事者名簿を記録し、遅滞なく発注者に提出し、発注者の検査を受けなければならない。
２　発注者は、前項の検査において受注者の立会いを求めることができる。この場合において、受注者は、検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

（著作権の譲渡等）

第６条 受注者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第２条第１項第１号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。
２　発注者は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
３　受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。
４　受注者は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないとにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、当該成果物の内容を公表することができる。

（一括再委託等の禁止）

第７条　受注者は、業務の全部を一括して、又は発注者がこの契約書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

２　受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、再委託先の名称及び住所、再委託を行う業務の範囲を通知し発注者の承諾を得なければならない。
３　前項の規定により業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとする場合において、受注者は、指名停止措置及び指名除外措置を受けている者並びに第17条第２項第16号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
４　発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。
５　受注者は、第２項の規定により、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせたときは、その第三者が箕面市暴力団排除条例（平成26年箕面市条例第44号）第２条第２号に規定する暴力団員又は同条第３号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を徴取し、発注者に提出しなければならない。ただし、その第三者との契約において、委託料が500万円未満の場合は、この限りでない。
６　受注者が指名除外措置を受けた者又は第17条第２第16号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
７　前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

（秘密の保持）

第８条　発注者及び受注者は、本契約の締結及び履行にあたり、相手方が秘密情報として指定した情報及び資料（以下、これらの情報及び資料を「本件秘密情報」という。）について、相手方の事前の同意なく、これを第三者に開示又は漏洩してはならない。但し、適用法令又は行政若しくは司法機関等による命令若しくは決定等に基づき、本件秘密情報の開示が強制される場合には、受注者は、その限度において本件秘密情報を開示することができる。
２　発注者及び受注者は、相手方の本件秘密情報を本業務の遂行以外の目的（経済的利益を得るような行為を含むがこれに限らない。）に一切利用してはならないものとする。
３　発注者及び受注者は、発注者が要求した場合又は本契約が期間満了、解除その他の理由により終了した場合には、相手方の本件秘密情報（複製したものを含む。）の使用を中止し、相手方の指示に従って、本件秘密情報を発注者に返還又は破棄若しくは消去するものとする。
４　本件秘密情報の秘密保持義務は、本契約の有効期間終了後も継続する。

（個人情報の保護）

第９条　受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び箕面市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年箕面市条例第22号）その他法令を遵守しなければならない。

（損害賠償）

第10条　受注者（受注者の従業員を含む。）が本契約に違反し、それにより発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者は、発注者又は当該第三者に生じた損害を賠償しなければならない。
２　業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

（契約不適合責任）

第11条　発注者は、引き渡された業務が本契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、契約業務の履行の追完を請求することができる。
２　前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
３　第１項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。
(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
(4) 前３号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（委託料の請求及び支払）

第12条　受注者は第５条の検査に合格し、その実施した業務について発注者の完了確認を受けた後、書面をもって業務料の支払いを請求することができる。

２　発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に委託金額を受注者に支払わなければならない。ただし、箕面市災害時における特別対応に関する条例（平成24年箕面市条例第1号）第10条の規定に基づき、発注者が請負代金の支払いの期間を延長するよう受注者に求めたときは、受注者は、当該請求に応じるよう努めるものとする。

（履行遅滞による遅滞料）

第13条　受注者は、業務の履行が受注者の責めに帰すべき事由により、遅滞したときは、当該業務に係る契約金額（履行が可分の契約であるときは、履行遅滞となった部分の契約金額）につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法の率により計算した額による遅滞料を発注者に支払わなければならない。

(業務に係る受注者の提案)

第14条 受注者は、仕様書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき仕様書等の変更を提案することができる。

２　発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、仕様書等の変更を受注者に通知するものとする。

３　発注者は、前項の規定により仕様書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は委託金額を変更しなければならない。

（業務内容の変更、中止等）

第15条　発注者は、受注者に対して書面による通知により業務の内容を変更し、又は業務の全部若しくは一部の履行を一時中止させることができる。

２ 前項の場合において、履行期間又は業務料を変更する必要が認められるときは、発注者の指示又は発注者の査定額によるものとし、書面によりこれを定めるものとする。

３ 発注者は、第１項の場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償するものとし、その賠償額は発注者と受注者とで協議して定める。

（発注者の任意解除権）

第16条　発注者は、業務が完了するまでの間は、第17条又は第17条の２の規定によるほか、必要があるときは、本契約を解除することができる。

２　発注者は、前項の規定により本契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（発注者の解除権）

第17条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく本契約の全部又は一部を履行しないとき。
(2) 受注者の責めに帰する理由により履行期間内に業務を完了しないとき、又は完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(3) 正当な理由なく、第11条第１項の履行の追完がなされないとき。
(4) 前３号に掲げる場合のほか、本契約に違反したとき。

2　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の催告をすることなく、直ちに本契約を解除することができる。

(1) 第４条の規定に違反して、本契約から生じる債権を譲渡したとき。
(2) 受注者の債務の全部の履行が不能であるとき。
(3) 受注者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
(4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
(5) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
(6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
(7) 仮差押、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始の申立があった場合
(8) 手形の不渡り等の支払の停止があった場合
(9) 公租公課の滞納処分を受けた場合
(10) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に本契約から生じる債権を譲渡したとき。
(11) 本契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。
(12) 故意又は過失により発注者に重大な損害を与えたとき。
(13) 発注者が行う成果物等の検査に際し受注者に詐欺その他の不正行為があったとき。
(14) 第19条の規定によらないで受注者から本契約の解除の申し入れがあったとき。
(15) 第７条第６項の規定により、発注者から委任又は下請契約の解除を求められた場合において、受注者がこの求めに応じなかったとき。
(16) 受注者（受注者が設計共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号　において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
ア　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）を代表するものをいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
イ　役員等又は経営に事実上参加している者が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
ウ　役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上に利益を不当に与えたと認められるとき。
エ　役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
オ　第５条第２項の規定により第三者に委任し、又は請け負わせようとするときの契約にあたり、その相手方がアからエに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と

契約を締結したと認められるとき。
(17)その他前各号に準ずるような本契約を継続しがたい重大な事由が発生した場合
３　次に掲げる場合には、発注者は、第１項の催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすることができる。
(1) 債務の一部の履行が不能であるとき。
(2) 受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
第17条の２　発注者は、受注者がこの契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第８条の４第１項の規定による必要な措置を命ぜられたとき。
(2) 独占禁止法第７条第１項若しくは第２項（同法第８条の２第２項及び第20条第２項において準用する場合を含む。）、同法第８条の２第１項若しくは第３項、同法第17条の２又は同法第20条第１項の規定による排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受けたとき。
(3) 独占禁止法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）及び同法第７条の９第１項の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を受けたとき、又は同法第７条の２第１項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同法第７条の４第１項の規定により納付命令を受けなかったとき。
(4) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の６若しくは第198条又は独占禁止法第３条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されたとき（受注者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
(5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第２項第２号に該当すると認められたとき。
(6) 第７条の規定に違反したとき。
（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）
第18条　前２条に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。
（受注者の催告による解除権）
第19条　受注者は、発注者が本契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
（解除の効果）
第20条　本契約が解除された場合には、受注者が本契約書記載の業務を本契約書記載の履行期間内に完了し、その業務の対価を発注者が支払うという、発注者及び受注者の義務は消滅する。
（発注者の損害賠償請求等）
第21条　発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を受注者に請求することができる。
(1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。
(2) 本契約の成果物等に契約不適合があるとき。
(3) 成果物等の引渡し後に本契約が解除されたとき。
(4) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
(5) 第16条、第17条又は第17条の２の規定により、本契約の全部又は一部を解除した場合で、当該解除事由によって損害を被ったとき
(6) 前5号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不

能であるとき。

２　次の各号のいずれかに該当する場合においては、前項の損害賠償に代えて、受注者は、違約金として、委託料の100分の10に相当する額を、発注者の指定する日までに、発注者に支払わなければならない。

(1) 第17条の規定により本契約が解除された場合

(2) 成果物等の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

３　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

４　第１項又は第２項の場合において、第２条第１項の規定により、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

５　第２項及び前項の規定による違約金の支払いは、別に損害賠償の請求を妨げるものではない。

６　第１項、第２項（第３項の規定により第２項第２号に該当する場合とみなされる場合を除く。）又は前項に定める場合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第１項、第２項及び前項の規定は適用しない。

７　第２項の場合において、第２条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

８　受注者は、この契約により、発注者に支払うべき債務が生じた場合において、その債務額を発注者の指定する期限内に納付しないときは、指定期限日の翌日から納付の日までの日数に応じ債務額に対して支払遅延防止法の率により計算した額を遅滞料として併せて発注者に納付しなければならない。

（受注者の損害賠償請求）

第22条　発注者は、第16条の規定によりこの契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償金の額は、発注者と受注者が協議の上、これを定めるものとする。ただし、その損害が、発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

２　前項の規定は、第19条の規定に基づきこの契約が解除された場合について準用する。

（賠償額の予定等）

第23条　受注者は、この契約に関し、第１号から第４号までのいずれかに該当するときは、賠償金として総予定額の100分の20に相当する額を第５号に該当するときは、賠償金として、委託料の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、業務が完了した後も同様とする。

(1) 受注者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った排除措置命令が確定したとき。

(2) 受注者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った納付命令が確定したとき、又は独占禁止法第７条の２第１項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同法第７条の４第１項の規定により納付命令を受けなかったとき。

(3) 第17条の２第４号に規定する刑が確定したとき。
(4) 第17条の２第５号に該当したとき。
(5) 第17条の２第６号に該当したとき。

２　前項の場合において、発注者に生じた実際の損害額が、前項に規定する賠償額を超える場合にあっては、受注者は、超過額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（紛争の処理）

第24条　受注者は、この契約に関し第三者との間に発注者の責めに帰さない紛争が生じたときは、受注者の負担においてその一切の処理をするものとする。

２　この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、協議の上調停人１名を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは発注者と受注者とが折半し、その他のものは発注者と受注者とがそれぞれ負担する。

３　第２項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、必要があると認めるときは、同項に規定する紛争解決の手続前又は手続中であっても同項の発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法（平成８年法律第109号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

（消費税等額の変動）

第25条　この契約締結後、消費税法(昭和６３年法律第１０８号)等の改正等によって消費税等額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約をなんら変更することなく支払額に相当額を加減して支払う。

（疑義等の決定）

第26条　この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議の上、これを定めるものとする。

（電磁的記録による契約書の効力）

第27条　この契約を電磁的記録による契約書で締結する場合は、電子署名された日付にかかわらず、本書の内容を記録した電磁的記録に記載された契約締結日以降であって電子署名された日付以前に生じた事実、行為等についても効力を有するものとする。

（別紙）

箕面市ふるさと寄附金業務委託単価内訳書

業務名	単位	単価（税抜）
業務(1)箕面市ふるさと寄附金運営業務	寄附金額100円あたり	円
業務(2)箕面市ふるさと寄附金運営業務	寄附金額100円あたり	円

※各業務は、以下のポータルサイトにかかる業務である。
業務(1)：ふるさとチョイス、楽天ふるさと納税、ふるなび、ふるさとエール、Amazonふるさと納税
業務(2)：ふるさ to らべる